

6. 入院時の食事に係る標準負担額（1食につき）

一般（70歳未満）	70歳以上の高齢者	標準負担額（1食当たり）（2024年6月1日～）	
●一般（下記以外）	●一般（下記以外）	490円	
		●（例外1）指定難病患者・小児慢性特定疾病児童等 ●（例外2）精神病床に1年超入院する患者（※1）	280円
●低所得者（住民税非課税）	●低所得者Ⅱ（※2）	●過去1年間の入院期間が90日以内	230円
		●過去1年間の入院期間が90日超	180円
該当なし	●低所得者Ⅰ（※3）	110円	

注 食事療養費の額が標準負担額に満たない場合は、当該食事療養費の額を徴収する。

※1 2015年4月1日以前から2016年4月1日まで継続して精神病床に入院している患者

※2 低所得者Ⅱ：1世帯全員が住民税非課税であって、「低所得者Ⅰ」以外の者

※3 低所得者Ⅰ：1世帯全員が住民税非課税で、世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる者、あるいは(2)老齢福祉年金受給権者